## 12月の無料相談

※ね口 年末年始は除きます

			※祝日、年末年始は除きます		
相 談 名	В	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30		法律が関係する困りごと (弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		要望、苦情、意見など (担当職員)	
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2	相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法 律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	15日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸·売買·雇用·介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど (社会保険労務士) ※予約優先(全029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること (土地家屋調査士)※予約優先(全029-259-7400)	
行政相談	21日(水)	13:30~15:30	ふれあいセンターながみ ( <b>☎</b> 830-	5600)   (行政相談委員)	
税務相談	6日·13日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-	- (优珪工) ※7秒前(7秒時间10.00~14.00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-		
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3	(消貨生活相談具)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	こども福祉課 (☎内線		
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター"さくら ( <b>☎</b> 823-		
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-		
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (ウララ2 8階 ☎823-		
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7	111   (教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1·3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故 (☎823-		
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-	(八個班段女員、担当職員)	
結婚相談	1 日・15日(木)	15:00~16:30	まちなか交流ステーション"ほっ. ( <b>☎</b> 879-		
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-	1 (生活性談具)	
ひきこもり専門相談	13日(火)	10:00~12:00		ひきこもりについての困りごと (専門医)※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	16日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5	5516) 精神障害者の医療などに関すること (精神科医師) ※予約制。1日2件まで。	
精神保健相談(老人精神)	6日(火)	14:30~16:30		日時が変更になる場合があります。	
女性フェミニスト相談	毎週水曜日	11:00~15:40	男女共同参画センター	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど	
女性のための フェミニスト相談 一般相談	10日(土)	10:00~14:40	( <b>☎</b> 827-		
め一般相談	9日·16日(金)	13:00~16:00		曜休館 家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制	

②商品を注文する前に、定期購入期間内の解約は可能か ①広告に定期購入が条件になっていないかなど、契約の も確認しておきましょう。 解約の申し出先や方法(電話なのかメールなのか)など 内容を確認しましょう。

☆トラブルにならないために

め、定期購入とは認識せず1回限りの購入だと思ってい 相談者から、業者から電話があり次回以降の解約をでき 解約したい旨を文書で出すようにと助言しました。後日: ることに気づくケースが多くみられます。 たところに、2回目の商品が届いて初めて定期購入であ たと連絡がありました。 相談事例では、電話がつながらないとのことであり

は小さい文字で表示されている場合があります。そのた などの表示が強調されている一方、定期購入であること

広告では、「お試し価格」、「初回○円」、「送料のみ」

間消費生活センター(☎823·3928

《相談事例》

いつのまにか定期購入に!?

困った時には、消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センターから

通信販売…

引きで届き、代金を支払って商品を受け取った。1か月

で、試してみたいと思い健康食品を注文した。数日後代

新聞広告を見て通常価格よりもお買得になっていたの

払った。次回以降は解約したい旨を業者に連絡したいが、 期購入になっていたようだ。仕方なく今回の代金を支 後にも同じ商品が届いた。注文時に気づかなかったが定

電話がつながらない。どうすればよいか。

《アドバイス》